⑵　Classification of the products to be procured : 10
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : Original Gold Cups.
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A, B, C, D
⑸　Time limit of tender : By 14 : 00　30th January 2025.
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1―1―1　Nishi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0003 Japan Tel 03―3591―5251 E-mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年12月10日
支出負担行為担当官
北海道防衛局長　福島　邦彦
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名寄⑹宿舎等新設建築その他工事（２工区）
⑶　工事場所　北海道名寄市
⑷　工事内容
【名寄市】
①　宿舎新設
建築工事
構造：鉄筋コンクリート造６階建
規模：延べ面積　約5,700㎡
土木工事
宿舎新設に伴う付帯土木工事
土工事、舗装工事、給水工事、汚水排水工事、雨水排水工事、環境整備工事、撤去工事一式
②　自転車置場Ａ新設
建築工事
構造：鉄骨造平屋建
規模：延べ面積　約20㎡
③　自転車置場Ｂ新設
建築工事
構造：鉄骨造平屋建
規模：延べ面積　約30㎡
④　自転車置場Ｃ新設
建築工事
構造：鉄骨造平屋建
規模：延べ面積　約30㎡
⑤　ゴミ置き場新設（４棟）
建築工事
構造：鉄骨造平屋建
規模：延べ面積　約10㎡
⑸　工期　契約日の翌日から令和９年１月31日まで
※技術者の専任期間は令和７年４月から令和９年１月31日まで（着手時期：令和７年４月）
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約4,800㎥、鉄筋　約700ｔ、ガラス　約1,100㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型）の対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子入札システムにより難いものは、発注者に紙入札方式変更届を下記４⑴に提出した場合、紙入札方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑽　本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う工事である。ただし、電子契約システムにより難い者は、発注者に紙契約希望届を提出し紙契約に代えるものとする。
⑾　本工事は、現場閉所により週休２日を確保する「週休２日制工事（現場閉所型）」の対象工事である。
⑿　本工事は、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等を適用する工事である。
⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。ただし、土木工事は除く。
⒁　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⒂　本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、本工事において工事成績の評定点を減ずることとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,000点以上であること。
また、代表者以外の構成員は防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る総合審査数値が990点以上「Ａランク」であること。
⑸　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、平成21年４月１日から入札公告日までに完成・引渡しが完了した、次の工事を施工した実績を有すること。
・元請けとして受注した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積3,000㎡／棟以上の新設建築工事
また、代表者以外の構成員は、平成21年４月１日から入札公告日までに完成・引渡しが完了した、次の工事を施工した実績を有すること。
・元請けとして受注した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積1,000㎡／棟以上の新設建築工事
工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。
⑹　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。
ただし、建設業法第26条第３項に該当しない工事の場合については専任を要しない。
ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
・一級建築士の資格を有するもの。
・これと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定したもの。
イ　平成21年４月１日から入札公告日までに完成・引渡しが完了した、次の工事を施工した経験を有すること（原則、着工から完成まで従事していること。）。
・元請けとして受注した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設工事
工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
なお、本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐）の配置を行う場合の詳細は、入札説明書による。
エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。